

遺失物取扱いのしおり

施設占有者の方へ

は　じ　め　に

皆様方が管理している建物等の施設内で、お客様の落とし物が拾われた場合、施設占有者としてどのように対応しなければならないかをまとめたしおりを作成しました。

落とし物の管理に活用していただき、適正な取扱いをお願いいたします。

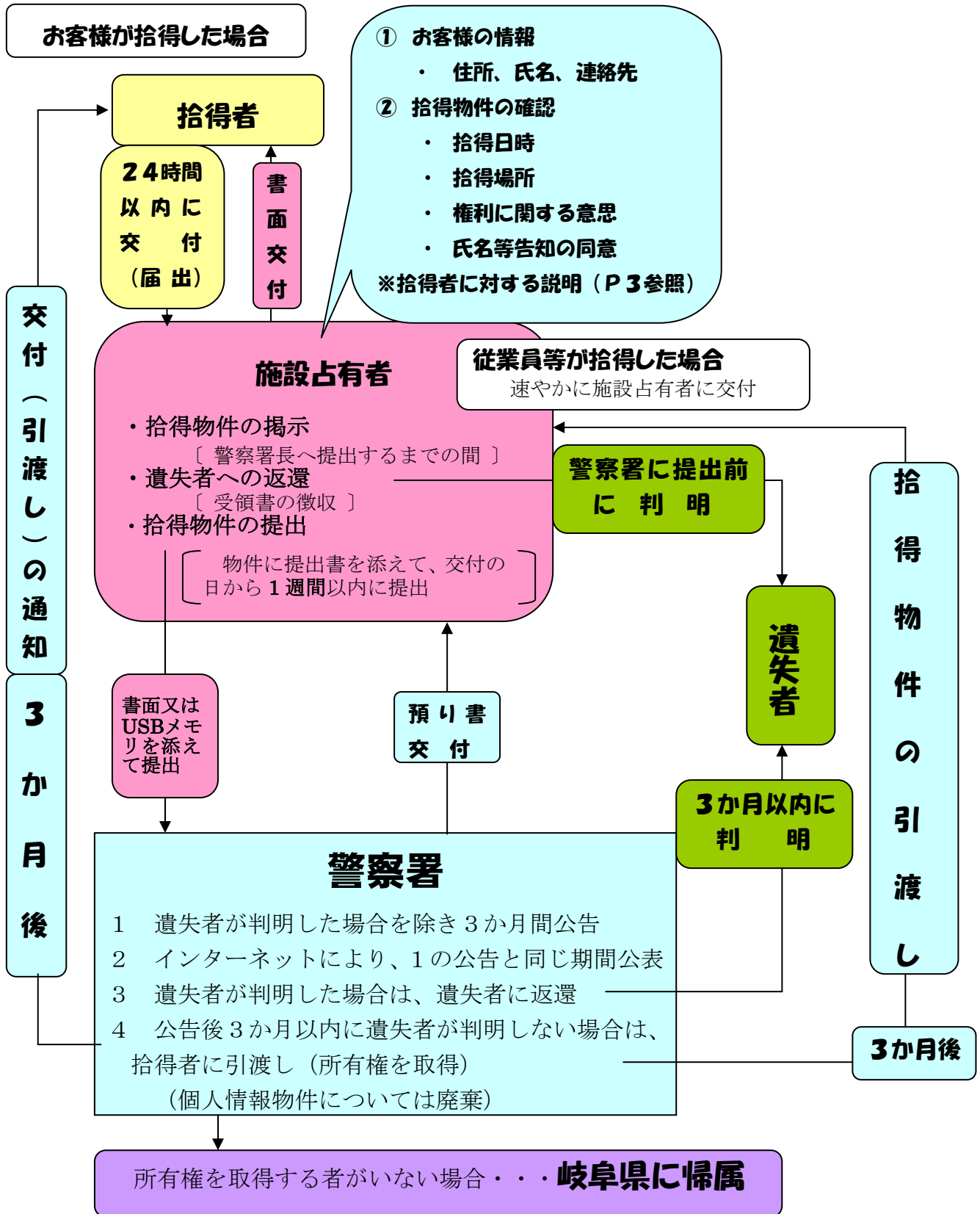
※ 当しおりで使用していることばの意味

- 「拾得者」とは、落とし物を拾った方をいいます。
- 「遺失者」とは、落とし物をされた方をいいます。
- 「施設」とは、建築物その他の施設（車両等の移動施設を含む。）であって、その管理に当たる者が常駐しているものをいいます。
- 「施設占有者」とは、施設の占有者をいいます。（店舗等であれば、店長等代表者が該当します。）

目 次

第1 施設内で落とし物が拾われたときの取扱いの流れ.....	1
第2 施設内で落とし物が拾われた場合は、どうすればよいか....	2
1 一般の方（お客様）が拾得したとき.....	2
2 従業員等が拾得したとき.....	6
3 拾得物件についての掲示・保管.....	7
4 遺失者（落とした方）への返還について.....	7
5 警察署長への物件の提出.....	9
6 物件の提出を受けた警察署長の措置.....	10
7 警察署長に物件を提出した後に、物件の遺失者が判明したと きの取扱い.....	10
8 所有権が移転した場合の取扱い.....	11
第3 公安委員会による施設における拾得物件の取扱いに関する報 告・指示等.....	12
第4 罰則.....	12
別添1 拾得物件受領書.....	13
別添2 提出書.....	14

第1 施設内で落とし物が拾われたときの取扱いの流れ



第2 施設内で落とし物が拾われた場合は、どうすればよいか。

1 一般の方（お客様）が拾得したとき

(1) 拾得者（落とし物を拾った方）の義務

施設内で物件を拾得した拾得者は、速やかに当該物件をその施設の占有者に交付しなければなりません。 【遺失物法第4条第2項】

◎ なぜ、施設内で拾得した人は、施設占有者に拾得物件を交付しなければならないのでしょうか？

施設内において物を落としたり、忘れてたりした人は、まずはその施設に問い合わせることが多いことから、拾得した人に施設占有者への拾得物件の交付を義務付けておけば、拾得物件の早期返還が図られると考えられるためです。

また、「施設」には、施設の管理に当たる者が常駐しており、施設内で物件を拾得した人は、容易にその施設占有者に物件を交付することができるからです。

◎ いつまでに、物件を交付（提出）すればよいのでしょうか？

施設内で物件を拾得した人は、直ちに施設占有者に交付することができるため、交付までに24時間を経過した場合には、物件に関する権利は失われることとなります。この場合と拾得者（一般の方）が物件に関する権利を放棄した場合は、施設占有者が拾得者とみなされ物件の所有権を得ることができます。

(2) 施設占有者（お店側）の義務

拾得者から交付を受けた施設占有者は、速やかに物件を遺失者に返還するか、警察署長へ提出しなければなりません。

【遺失物法第13条第1項】

また、交付を受けたことを証する書面を拾得者の求めに応じ交付しなければなりません。

【遺失物法第14条】

交付を受けたことを証する書面とは、

- ① 物件の種類及び特徴
- ② 物件の交付を受けた日時
- ③ 施設の名称及び所在地、施設占有者の氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
が記載されたものであれば、様式は問いません。

※ 遺失物法では、この書面を「拾得者の請求があったときは交付しなければならない」と規定していますが、拾得者は、この規定を知らないと思います。

したがって、拾得者が「拾得物件に関する権利を取得する場合」又は「拾得物件に関する権利を放棄しても、書面の交付を希望するかどうかを確認して、書面の請求があった場合」は、書面を交付するようにしてください。

(3) 拾得者（落とし物を拾った方）に対する説明

一般の方（お客様）から落とし物の交付を受けたときは、次の事項を確認してください。また、拾われたお金や物品の確認は、拾得者の面前で行ってください。

ア 拾得者情報・・・住所、氏名、連絡先を聞いてください。

イ 拾得日時・・・拾った日時を聞いてください。

拾得者は、拾得の時から24時間以内に拾得物件を当該施設の占有者に交付しない場合は、拾得物件に関する権利を失います。

ウ 拾得の場所・・・拾った場所を聞いてください。

遺失者が判明した場合、遺失者への確認要件となります。

エ 拾得物件に係る権利に関する意思

拾得物件に係る権利とは、

- ・ 交付に要した費用がある場合に請求する権利・・・費用請求権
- ・ 遺失者が判明したときにお礼を請求する権利・・・報労金請求権
- ・ 遺失者が判明しなかったときに物件を受け取る権利・・・所有権の3つの権利です。(権利の具体的内容は、★を参照してください。)

すべての権利を取得することもできますし、放棄することもできます。また、これらの権利のうち一部を放棄することもできますので拾得者に放棄する権利について確認してください。

オ 拾得物件に係る権利を取得する場合は、次の説明もしてください。

- ・ 遺失者が判明し、拾得物件を遺失者に返還する場合

「(カの氏名等の告知に同意している場合)

遺失者から連絡があります。

遺失者とお礼について話し合ってください。」

- ・ 遺失者が判明しない場合

「拾得物件を受け取ることができます。

受取期間になると警察署からお知らせ通知が届きます。」

※警察署からのお知らせは、施設占有者が警察署へ当該物件を提出してから、3か月後です。

カ 氏名等の告知の同意の有無

- ・遺失者が判明したときに、遺失者に住所、氏名、連絡先を告知してもよいか、確認してください。
- ・連絡先(電話番号等)の告知については、法律で規定された物ではありませんので、拾得者が連絡先(電話番号等)を遺失者に知らせたくないとし出した場合は、住所、氏名をお知らせしてもよいか改めて確認してください。
- ・拾得者が氏名等の告知に同意しない場合は、遺失者に拾得者の氏名等をお知らせすることはできません。この場合、拾得者が報労金(お礼)を希望しても、遺失者に報労金を請求できないことから、実質的には受け取れないこととなります。

★ 拾得物件に係る権利について

ア 費用請求権

拾得者(一般の方)は、施設占有者に交付するために運搬費、交通費等を要した場合に請求することができる権利です。

施設占有者は、自ら拾得し、又は交付を受けた物件を警察署長に提出するために運搬費、交通費等の費用を要した場合に請求することができる権利です。

また、拾得者(一般の方)が施設占有者に交付するまでの間、又は施設占有者が、自ら拾得し、又は交付を受けた物件を警察署長に提出するまでの間に、保管のための費用を要していれば、返還を受ける遺失者又は当該物件の引渡しを受ける者に対し、その費用を請求することができます。

イ 報労金請求権

拾得者(一般の方)は、返還を受ける遺失者から当該物

件の5%から20%以下に相当する額を施設占有者と折半で2分の1ずつ請求することができます。

この場合、たとえ拾得者（一般の方）又は施設占有者のどちらかがその権利を放棄しても、お礼を受け取る額（2分の1ずつ）が変わるわけではありません。

アの費用とイの報労金（お礼）の請求権は、拾得物件が遺失者に返還された後1か月を経過すると請求できなくなります。

ウ 所有権

警察署長に物件を提出してから3か月以内に遺失者が判明しないときに拾得者が当該物件の所有権を取得します。

拾得者（一般の方）が所有権を放棄した場合や、24時間以内に施設占有者へ拾得物件を交付しなかった場合は、施設占有者がその権利を取得することができます。

物件の所有権を取得した場合は、当該取得の日から2か月以内に警察署長から引渡しを受けないとその所有権を失います。

2 従業員等が拾得したとき

(1) 管理者（施設占有者）の義務

施設占有者の代理人、使用人その他従業員が施設内で拾得したときは、速やかに当該物件を施設占有者に交付しなければなりません。

この場合、施設占有者が拾得者となります。

施設占有者は、拾得物件を遺失者に返還するか、警察署長へ提出しなければなりません。

3 拾得物件についての掲示・保管

(1) 施設占有者は、その施設を不特定かつ多数の者が利用する場合は、その施設を利用する者の見やすい場所に

- 物件の種類及び特徴
- 物件の拾得の日時及び場所

を掲示するか、これを記載した書面（拾得物件一覧簿）を備え付け、いつでも利用する者に自由に閲覧させることとなっています。 【遺失物法第16条】

掲示あるいは備え付ける期間は、

- 拾った方から物件の交付を受けた日
- 従業員等が拾得をした日

のいずれかの日から、この物件の遺失者が判明するまでの間又は警察署長に提出するまでの間行ってください。

(2) 物件については、遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間は、施設占有者が責任を持って保管してください。

(3) 拾得した物件のうち、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件や犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、遺失者に返還することなく速やかに、警察署長に提出しなければなりません。（上記に該当する疑いのある物件を取扱った場合は、個別に警察署又は交番・駐在所に速やかにご相談ください。）

4 遺失者（落とした方）への返還について

(1) 施設占有者が保管する拾得物件で、警察署長へ提出する前に遺失者が判明した場合は、遺失者の求めに応じ返還することとなります。

この場合は、遺失者に遺失した物件の種類及び特徴を聞き

て、保管中の拾得物件の種類及び特徴と照合します。また、氏名、住所等を聞き取り、保管中の拾得物件に記載され、又は記録された氏名、住所等と照合し、遺失者であることを確認の上で返還します。

(2) 遺失者に物件を返還するときは、遺失者に返還の旨を証する署名等を受けておいてください。(別添1 拾得物件受領書を参考にしてください。)

(3) 遺失者に返還する物件に関し、拾得者(一般の方)が費用の請求権又は報労金請求権を有している場合で、かつ、遺失者に氏名等を告知する同意を得ている場合は、拾得者の氏名、住所等を遺失者にお知らせし、速やかにお礼等を行うよう説明してください。

お礼は、物件の5%から20%以下に相当する額を拾得者と施設占有者にそれぞれ2分の1ずつ(2.5%から10%)支払う義務があります。

※一般の方が「無くした」と申し出た物件が、保管物品の中で見つからなかった場合

次の要領を参考にして説明をお願いします。

「落とし物や忘れ物をしたと思う施設や最寄りの警察署又は交番・駐在所に問い合わせてください。また、発見できなかった場合には、警察署又は交番・駐在所に遺失の届出をしてください。」

「岐阜県警察のホームページにアクセスしていただくと、岐阜県内で取り扱われた拾得物件に関する情報を見て、落とし物や忘れ物を探することができます。」

○ホームページアドレスは、<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/>

5 警察署長への物件の提出

- (1) 施設占有者は、3により拾得物件の掲示をしても遺失者が判明しないときは、拾得者（一般の方）から交付を受けた日、又は自ら拾得した日から1週間以内に、次に掲げる事項を記載した「提出書」を拾得物件に添えて警察署長に提出しなければなりません。（別添2 提出書を参考に作成してください。）

提出書の記載事項

- 1 物件に関する事項
 - イ 物件の種類及び特徴
 - ロ 物件の拾得の日時及び場所
 - ハ 物件の交付の日時
- 2 施設占有者及び拾得者に関する事項
 - イ 施設占有者の氏名等及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 拾得者の氏名等及び電話番号その他の連絡先
 - ハ 施設占有者及び拾得者の費用請求権等の有無
 - ニ 同意の有無

- (2) 提出書に代えて、提出書の内容を記録化した電磁的記録媒体（USBメモリ等）で提出することもできます。この場合には、事前の申し出が必要です。

◎ 一週間を経過して提出した場合はどうなりますか。

施設占有者は、拾得者（一般の方）から交付された物件又は自ら拾得した物件を警察署長に1週間を経過して提出した場合には、施設占有者としての物件に関する権利を失うこととなります。

1週間を超えてしまった場合でも、拾得された物件を遺失者は探しているかもしれません。必ず、警察署長へ提出してください。

6 物件の提出を受けた警察署長の措置

- (1) 警察署長は、物件を提出した施設占有者に対し、提出を受けたことを証する書面として「拾得物件預り書」を交付します。

【遺失物法第5条】

なお、この拾得物件預り書は、当該物件の所有権を取得し、警察署長から引渡しを受ける場合に必要となりますので紛失しないように保管してください。

- (2) 警察署長は、「拾得物件一覧簿」を警察署の遺失物を取り扱う窓口に備え付け、遺失者が判明した場合を除き3か月間公告します。

【遺失物法第7条第3項・第4項】

また、公告と同じ期間インターネットにより公表もします。

【遺失物法第8条第2項】

- (3) 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者が判明すれば物件を遺失者に返還します。

【遺失物法第6条】

7 警察署長に物件を提出した後に、物件の遺失者が判明したときの取扱い

- (1) 施設占有者は、拾得物件を警察署長に提出した後に、遺失者が判明し、返還の申し出があったときは、提出した警察署へまず電話で問い合わせるように案内してください。

- (2) 警察署の落とし物係から遺失者の方へ、窓口の対応時間や、持ち物等を電話でお伝えし、その後警察署へ来署していただくよう案内します。

【参考】警察署の落とし物窓口について

警察署の落とし物窓口で、返還を受け付けることのできる時間は、平日のみの午前8時30分～午後5時15分です。土曜日・日曜日及び祝日（12月29日～1月3日の年末年始を含む。）は取扱いしておりません。

また遺失物の受け取り時には本人確認のため、身分確認できるもの（運転免許証等）が必要です。

8 所有権が移転した場合の取扱い

(1) 警察署長に提出した物件は、警察署長が物件の公告をした後3か月以内に遺失者が判明しないときは、拾得者が所有権を取得します。 【民法第240条】

(2) 施設占有者が物件の所有権を取得した場合は、6の(1)で交付した拾得物件預り書により引渡しがされますので、警察署へ受け取りに来てください。

なお、警察署で受け取ることができる期間は、拾得物件預り書の「拾得者の物件引取期間」に記載された期間内です。

(3) 施設内で拾得した一般の人が所有権を取得した場合は、警察署長から、直接拾得された方に物件の所有権を取得した旨の通知を行います。

第3 公安委員会による施設における拾得物件の取扱いに関する報告・指示等

遺失物法に規定された「施設占有者の義務」の履行状況を確認するための都道府県公安委員会の事務が次のとおり定められています。

- (1) 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、この法律の施行に必要な限度において、施設占有者に対し、その交付を受け、又は自ら拾得した物件に関し、報告又は資料の提出を求めることができます。 【遺失物法第25条】
- (2) 公安委員会は、施設占有者が行うべき義務に違反した場合において、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その利益を保護するため必要な限度において、必要な指示をすることができます。 【遺失物法第26条】

第4 罰則

施設占有者に対する次の罰則が次のとおり規定されています。

- (1) 公安委員会の指示に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 【遺失物法第41条】
- (2) 拾得者から求めを受けたにもかかわらず物件の交付を受けたことを証する旨の書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者は、30万円以下の罰金に処する。 【遺失物法第42条第1号】
- (3) 公安委員会が求めた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者は、30万円以下の罰金に処する。 【遺失物法第42条第5号】

拾得物件受領書

整理番号				
拾 得 物 件 品	現金	円		
	物品の種類	特徴等（形状、模様、品質等）	点 数	
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 150px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;">電話番号その他の連絡先</p>				
備 考				

提出書

遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。

警察署長 殿

年 月 日

氏名又は名称

住所又は所在地

電話番号その他の連絡先

※受理番号						
番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名、住所等	拾得者の権利	拾得日時・場所	交付日時
	現金(内訳)	物 品				
(内訳)			氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 有権 (<input type="checkbox"/> 費用請求のみ棄権) (<input type="checkbox"/> 報労金のみ棄権) (<input type="checkbox"/> 所有権のみ棄権)		
			住所又は所在地	<input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権		
			電話番号その他の連絡先	氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(内訳)			氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 有権 (<input type="checkbox"/> 費用請求のみ棄権) (<input type="checkbox"/> 報労金のみ棄権) (<input type="checkbox"/> 所有権のみ棄権)		
			住所又は所在地	<input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権		
			電話番号その他の連絡先	氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(内訳)			氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 有権 (<input type="checkbox"/> 費用請求のみ棄権) (<input type="checkbox"/> 報労金のみ棄権) (<input type="checkbox"/> 所有権のみ棄権)		
			住所又は所在地	<input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権		
			電話番号その他の連絡先	氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
施設占有者の申告欄	1 権利関係(放棄しない、又は失権の場合記入不要) <input type="checkbox"/> 全ての権利 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利のみ <input type="checkbox"/> 報労金を受ける権利のみ <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利のみ } を放棄します					
備考	2 遺失者に対する施設占有者の情報告知 警察署長が遺失者に対して、施設占有者の「所在地」「名称」「代表者名」「電話番号」を告知することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません					

記載要領

- 1 ※の欄には、記載しないでください。
- 2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付してください。
- 3 拾得者の権利欄については、提出に要した費用を請求する権利、報労金を請求する権利又は物件の所有権を取得する権利について、拾得者がいずれかを放棄した場合は、有権の□内にレ印を付したうえで、それぞれ該当する棄権の□内にレ印を、すべてを放棄した場合は棄権の□内のみレ印を付し、法第34条の規定(拾得から24時間を経過後に交付を受けたもの)によりこれらを失っている場合には失権の□内のみレ印をそれぞれ付してください。それ以外の場合は有権の□内のみレ印を付してください。
- 4 同意欄については、遺失者が判明した場合、遺失者に対する拾得者の氏名等の告知について、拾得者が同意をしているときは有の□内にレ印を、同意をしないときは無の□内にレ印を付してください。また、拾得者が氏名等の告知に同意をするか否か不明の時はいずれの□にもレ印は付さず、備考欄に同意が不明である旨及びその理由を記載してください。